

西予市告示第137号

西予市会議等の結果公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月6日

西予市長 管 家 一 夫

西予市会議等の結果公表に関する要綱の一部を改正する告示

西予市会議等の結果公表に関する要綱(平成20年西予市告示第114号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(公表の対象)

第2条 公表の対象となる会議は、法令及び条例等(規則、告示及び訓令を含む。)の規定に基づき市が設置する審議会、審査会、委員会その他これらに類する組織のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「審議会等」という。)における審議、審査、諮問及び調査等に関する会議(以下「会議等」という。)とする。ただし、第2号に該当する審議会等のうち、会議等の所管部署の長が当該審議会等の設置目的、会議等の内容その他の事情を勘案し、公表の必要がないと判断するものについては、この限りでない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関
- (2) 市民、学識経験者その他市職員以外の委員等が構成員として含まれる組織
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議等の所管部署の長が公表が必要と判断したもの

第6条の見出し中「会議要録」を「会議要録等」に改め、同条中「当該会議が」を「第4条の規定により公表することを決定した会議等が」に、「様式第

1号」を「別記様式」に改め、「、当該会議の資料を添えて」を削り、「（という。）に」の次に「30日以内に」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会議等の所管部署の長は、第4条の規定により会議結果の全部を公表しないことを決定した会議等についても、前項の会議要録に準じて、当該会議等の記録（公表しないこととした理由の記録を含む。）を作成するものとする。

第7条中「次に掲げる方法」を「原則として、市ホームページに掲載する方法」に改め、同条ただし書を次のように改め、同条各号を削る。

ただし、会議等の所管部署の長が別に公表を行うときは、この限りでない。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、公表所管課の長及び会議等の所管部署の長は、市ホームページの閲覧ができない者が前項以外の方法による閲覧を希望するときは、市が指定する場所での閲覧その他の方法により会議要録を公表するよう努めるものとする。

第8条を削る。

第9条の見出しを「（公表の時期及び期間）」に改め、同条中「第7条各号（同条第3号を除く。）」を「前条第1項」に、「当該会議等の終了後2週間以内」を「第6条第1項の提出の日から1週間以内」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第1項による公表の期間は、公表の日から概ね5年とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

様式第1号中

「

事 務 局	
	電 話
	F A X

」

を

「

事 務 局	
	電 話

」

に改め、「平成」を削り、同様式を別記様式とし、様式第2号を削る。

附 則

この告示は、令和8年7月6日から施行する。